

大崎事件第3次再審請求 弁護団声明

1 本日、大崎事件再審弁護団は、鹿児島地方裁判所に対し、第3次再審請求の申立てを行った。大崎事件は1979年10月、原口アヤ子さんが、アヤ子さんの元夫、義弟と3人で共謀して被害者を殺害し、その遺体を義弟の息子も加えた4名で遺棄したとされる事件である。アヤ子さんは一度も自白することなく、一貫して無罪を主張したが、鹿児島地方裁判所は、「共犯者」とされた元夫、義弟、義弟の息子の3名の自白と、義弟の妻の供述により、アヤ子さんに有罪判決を言い渡した。その後、控訴、上告ともに棄却され、アヤ子さんの懲役10年の刑が確定した。

アヤ子さんは服役中も無実を訴え、罪を認めることと引き換えに打診された仮釈放も拒否し、服役後、ただちに再審に向けて活動を始めた。

1995年4月に申し立てた第1次再審では鹿児島地方裁判所において再審開始決定がなされたが、高等裁判所、最高裁判所により再審は拒絶された。2010年8月に申し立てた第2次再審でもその扉は開かなかった。

2 大崎事件の確定判決は共犯者とされる3人の自白供述とそれを支える義弟の妻の供述を証拠とするものであり、それを支える客観的証拠は何もないという脆弱な証拠構造になっている。したがって、弁護団は第1次、第2次再審請求を通じてこれらの供述の信用性を減殺する立証に力を注ぎ、一定の成果を挙げてきた。

再審開始決定を出した第1次再審請求における鹿児島地方裁判所は捜査段階の法医学者城哲男作成の鑑定書添付の遺体の解剖の写真からみる遺体状況と「タオルによる絞殺」という確定判決の認定が合致しないという法医学者池田典昭鑑定人の鑑定内容を踏まえて、共犯者とされる三人の自白供述、義弟の妻の供述を詳細に検討した結果、三人の自白供述には信用性が認められないと判断した。

3 第2次再審請求の即時抗告審は高木光太郎・大橋靖史鑑定人の供述心理鑑定の論理性、科学性に対する理解が不十分であったとはいえ、共犯者とされるアヤ子さんの元夫、義弟の供述につき新旧証拠の総合評価を経て、それ自体の信用性は低いと判断した。

しかしながら、義弟の妻の供述は第3者供述であり信用できるとし、それを前提にすれば全体として共犯者供述は信用性が認められるとした。

ただ、そうすると義弟の妻の供述に信用性がなければ共犯者とされる者の供述の信用性は崩れることも意味する。

4 第3次再審請求では第1次、第2次再審請求の成果を踏まえ、新証拠として法医学者吉田謙一鑑定人の遺体の法医学鑑定書、高木・大橋鑑定人の義弟の妻の供述に関する供述心理鑑定書を新証拠として提出した。

吉田鑑定は、急性窒息死の場合に強く出現し、うつ伏せの死体では前額部、顔面、前頸部等に認めるはずの死斑・血液就下等の所見が本件遺体に認められないという理由から、「窒息死」そのものを否定しており、確定判決が認定した「絞頸による窒息死」という死因について、上記解剖所見と矛盾することを明らかにした。

また、吉田鑑定は、絞殺の場合には頸部圧迫の痕跡として形成され、本件遺体の腐敗状況では残存して観察できるはずの頸部筋肉内出血等の所見が認められないこと、及び死斑・血液就下等の解剖所見が認められないとの点から、確定判決が認定した殺害方法・態様と解剖所見とが矛盾することも明らかにした。

それによって、アヤ子の元夫、義弟の自白を信用できることを前提とした確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じ、かつ、それは同時に同人らが被害者を殺害したという自白を前提とした義弟の息子の自白の信用性も減殺させることになる。

さらに、大橋・高木鑑定の義弟の妻の供述に関する心理学的鑑定によれば、義弟の妻の供述は、自ら体験していないことを供述したものと評価せざるを得ず、そのことによりアヤ子の元夫と義弟の自白の信用性、さらには義弟の息子の自白の信用性は減殺され、確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じる。

したがって、これらの証拠が明白性を有することは明らかである。

- 5 そして、この新証拠と第2次再審請求までに提出された新旧全証拠を総合的に判断すれば、アヤ子さんの元夫、義弟による殺害を前提とした自白の信用性は否定され、確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じ、再審は開始されなくてはならないことになる。

白鳥・財田川決定は、再審段階においても「疑わしきは被告人の利益に」という刑事裁判の鉄則が適用され、新証拠の明白性の判断は新証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されたとするならば、確定判決のしたような事実認定に到達したであろうかという視点から新証拠と他の証拠を総合的に評価して判断しなければならないことを明示した。この原則に裁判所が立ち返れば再審開始以外の結論はありえない。

- 6 第2次再審請求の即時抗告審の意見陳述で、当時86歳のアヤ子さんは「今は死んでいるような気持ちです。無罪で生き返ることができます。」と訴えた。

原口アヤ子さんの年齢（88歳）を考えると、おそらくこの第3次再審請求はアヤ子さんが存命中に無罪を勝ち取る最後の機会になる。

弁護団は新たに意欲に燃えた若手弁護士の参加もあり60人を超えた。全員でアヤ子さんとアヤ子さんの元夫の無罪を勝ち取るために全力を尽くす所存である。

2015年7月8日

大崎事件再審弁護団一同